

大規模盛土造成地に関するQ & A

Q1. 公表された大規模盛土造成地マップに示されている箇所は危険ということですか。

A1. 公表したマップは危険箇所を示したのではなく、大規模盛土造成地のおおむねの位置と規模を示したものです。大規模盛土造成地であるから必ずしも危険というわけではありません。

Q2. 宅地に大規模盛土造成地が含まれていた場合、何か対策が必要ですか。

A2. 現時点で対策の必要はありませんが、もし擁壁などのひび割れや石垣からの土砂の流出など何かおかしいとお気づきになった際は登別市建築住宅グループ建築指導担当にご相談ください。

Q3. なぜ、過去に区画整理事業や許可(宅地造成等規制法、都市計画法など)を受けた造成地でも調査を行ったのですか。

A3. 今回の調査は近年の大地震の被害事例の分析による新しい知見に基づくものです。許可当時の技術基準を満たしていても、調査の対象としています。

Q4. 大規模盛土造成地に含まれていない宅地は安全ですか。

A4. 大規模盛土造成地に含まれていなくても、日頃から防災意識をもち、宅地周りの状況に目を配ってください。

Q5. 他のハザードマップ(土砂災害警戒区域など)と大規模盛土造成マップは関連するものですか。

A5. 関連はありません。

Q6. 宅地に大規模盛土造成地が含まれていた場合、建物の新築や建替に制限がかかりますか。

A6. 大規模盛土造成地であることで、建築が制限されることはありません。

Q7. 宅地建物取引業に規定する重要事項説明書に記載する必要はありますか。

A7. 土地売買の際の重要事項説明書に大規模盛土造成地の有無の記載は求められていません。

Q8. 公表されたマップでは自分の敷地が入っているかよくわかりません。詳細なマップはありますか。

A8. このマップはおおむねの位置と規模を示したもので、個々の敷地まで特定するものではありません。なお、登別市建築住宅グループ建築指導担当で、インターネットで公表しているものより見やすいマップ(拡大図)を閲覧できます。